

○中村学園大学短期大学部履修細則

平成20年4月1日

制定

(総則)

第1条 中村学園大学短期大学部(以下「本学」という)における授業科目の履修は、中村学園大学短期大学部学則及び中村学園大学短期大学部履修規程の定める他は、この細則の定めるところによる。

(カリキュラムポリシー)

第2条 本学の建学の精神と教育理念に沿ったディプロマ・ポリシーを具現化するために、各学科がそれぞれの教育目的に基づく学修成果の達成に必要な教育課程を体系的・系統的に編成し実施する。授業は、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により展開する。

(1) 教養的教育科目

各学科の専門分野の基礎となる技能、社会人として必要とされる基礎的な思考力や実践能力を育成するための科目編成に加え、専門の枠を超える広い視野と基礎的な教養を涵養するために短期大学部共通教養科目(合同科目)を配置している。

(2) 専門的教育科目

専門的な知識と思考力を育成するために、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて、体系的に編成している。

(3) 評価

履修した授業科目の学習成果は、シラバスに示された学修成果評価基準に従って、筆記試験や課題等、またはこれらの組み合わせにより総合的に評価する。

食物栄養学科

厚生労働省が「栄養士養成施設の指定基準」として定めている教育内容と単位数を充足したうえで、本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に掲げる知識・技能などの修得目標を達成するために、教養科目、専門科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

態度・志向性

(1) 本学の「建学の精神」および本学科の「教育目標」を会得するとともに、学生としての学修・生活態度を修得するために、初年次教育教科として「大学基礎演習」を配置する。

- (2) 栄養士として社会に貢献する使命感や倫理観、ならびに自らの食生活についても主体的に適切な食生活に行動変容できる自己管理能力を有する栄養士を養成するために、「栄養士基礎講座」および「栄養士総合講座」を配置する。

知識・技能

- (1) 栄養士としての基礎的知識と技術および社会人力を修得させるため、これらに対応する基礎的な専門的知識及び技術に関する教科、および主体的に選択できる一般教養・語学教科を配置する。
- (2) 多様なライフステージに対応できる栄養指導、献立作成、調理法、集団給食の知識と技術、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力などを修得させるためのアクティブ・ラーニングを活用した発展的専門教科を配置する。

実践力・応用力

- (1) 栄養士が主として活躍する集団給食施設や食品企業などの多様な現場で、その状況に応じた適切な対応ができる応用力と実践力を修得させるキャリア教育教科を配置する。
- (2) 「食や健康」のスペシャリストとして幅広い知識、技術を身につけるために、フードスペシャリストの資格を取得するための教科を配置する。

学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。

キャリア開発学科

本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に掲げる知識・技能などの目標を達成するために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

カリキュラムは「基盤分野」「教養分野」「家政分野」「ビジネス分野」「語学分野」「フィールドワーク分野」の6つの科目群で編成し、「基盤分野」は必修・選択必修とする。

態度・志向性

- (1) 自己の適性や将来の職業について考え、自らキャリアを形成できるように、キャリア開発に関する科目を「基盤分野」に配置する。
- (2) 専門性や地域にとらわれることなく広い視野から思考力・行動力を身につけ、また、人間関係を円滑に営むための科目を「教養分野」「ビジネス分野」「フィールドワーク分野」に配置する。

知識・技能

- (1) ビジネス実務に必要な情報処理、経済、会計、語学、ビジネスマナーに関する科目を「基盤分野」「ビジネス分野」「語学分野」に配置する。
- (2) 家庭生活を円滑に行うために必須の衣・食・住、育児、介護、仕事と生活の関係を考える科目を「家政分野」に配置する。
- (3) 豊かな人間性・社会性を育成するための科目を「教養分野」に配置する。

実践力・応用力

- (1) 「基盤分野」から「語学分野」までの5つの分野で修得した知識・技能を活かして、実体験を通して課題を発見し問題を積極的に解決できる力を身につけるための科目を「基盤分野」「フィールドワーク分野」に配置する。

学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。

幼児保育学科

本学の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に掲げる知識・技能などの目標を達成し、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するための、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

態度・志向性

短期大学士(保育学)としての基礎を培う「基盤分野」、豊かな教養を身につける「教養分野」に関する科目を開講する。

知識・技能

保育者として求められる基本的知識、技能および態度を養う「保育基礎分野」に関する科目を開講する。

実践力・応用力

「保育基礎分野」での学びをさらに応用的・実践的に高める「保育応用・実践分野」「実習分野」に関する科目を開講する。

学修成果の評価は、シラバスに記載した各科目の到達目標に基づき、その到達度に応じた成績評価基準を設けて適正に行う。

(履修方法)

第3条 学生は、本学の各学科の定める教育課程により、別表に示す単位を修得しなければならない。

(試験による再履修)

第4条 前年度の成績評価が不可で再履修しようとする場合、履修年度の授業科目担当教員が試験により単位認定すると認めた場合に限り、「試験による再履修願」により履修登録することができる。

(履修の上限)

第5条 食物栄養学科・キャリア開発学科・幼児保育学科において履修科目として履修登録できる単位数の上限を、原則として1年間で45単位とする。

ただし、幼児保育学科において、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得希望する者は、60単位とする。

(GPAによる履修制限)

第6条 食物栄養学科・キャリア開発学科において前年度の単年度GPAが2.0未満の学生は、前条の規定に関わらず、登録できる単位数の上限を1年間で40単位とする。

2 食物栄養学科・キャリア開発学科において前年度の単年度GPAが3.0以上の学生は、前条の規定に関わらず、登録できる単位数の上限を1年間で50単位とする。

3 食物栄養学科において2年次にフードスペシャリスト論を履修しようとする者は、1年次のGPAが1.5以上でなければならない。

(校外実習の履修制限)

第7条 校外実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ校外実習を履修することができない。

2 食物栄養学科2年次の「給食管理実習(校外)」を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第1に定める科目のうち「栄養学実習Ⅰ」を含めて20単位以上を修得していなければならない。

3 「給食管理実習(校内)」 「臨床栄養学実習」を履修していなければならない。

4 編入、転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(教育実習の履修制限)

第8条 教育実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ教育実習を履修することができない。

2 幼児保育学科2年次の幼稚園教育実習を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第2に定める科目のうち21単位以上を修得していなければならない。ただし、「音楽Ⅰ器楽」「音楽Ⅰ声楽」を必ず履修しなければならない。

- 3 編入、転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(保育実習の履修制限)

第9条 保育所実習A・保育所実習B・施設実習を履修しようとする者は、次の各項に掲げる要件を満たさなければ保育所実習A・保育所実習B・施設実習を履修することができない。

- 2 幼児保育学科2年次の保育所実習Aを履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第3に定める科目のうち15単位以上を修得していなければならない。
- 3 幼児保育学科2年次の保育所実習B・施設実習を履修しようとする者は、実習実施前年度までに、別表第4に定める科目のうち30単位以上を修得していなければならない。
- 4 編入、転入学生については、入学前既修得単位の認定状況及び入学後の履修状況を勘案し、教授会で決定する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の単位の授与)

第10条 学則第18条により履修した他の短期大学又は大学における授業科目について単位を授与する場合は、本学の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(他学科履修による授業科目の履修等)

第11条 他学科履修による授業科目を履修できる学生は、1学期以上在学し、履修登録時に、別表第5に定める単位を修得しているものとする。

- 2 在学中に履修できる単位数は、通算6単位以内とする。
- 3 授業科目のうち、食物栄養学科においては基礎分野(教養基礎科目)に係る選択科目の単位とする。
- 4 授業科目のうち、キャリア開発学科においては、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。
- 5 授業科目のうち、幼児保育学科においては教養分野に係る選択科目の単位とする。ただし、保育士資格取得のための単位には算入できない。

(単位互換による授業科目の履修等)

第12条 単位互換科目を履修できる学生は、キャリア開発学科又は幼児保育学科に在学している者とする。

キャリア開発学科

- (1) 1学期以上在学し、1年次後学期履修登録時は累積15単位以上、2年次前学期履修登録時は累積30単位以上、2年次後学期履修登録時は累積45単位以上修得している

者とする。

(2) 在学中に履修できる単位数は、前条第1項により履修した単位と合わせて通算6単位以内とする。

(3) 授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(4) 中村学園大学の教養科目については、第2号及び第3号を適用しない。なお、この履修により修得した単位は、教養分野に係る選択科目の単位とする。

幼児保育学科

(1) 在学中に履修できる単位数は、前条第1項により履修した単位と合わせて通算6単位以内とする。

(2) 幼児保育学科で開設する授業科目に相当するとみなされる授業科目の単位とする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第13条 学則第19条により学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について単位を授与する場合は、本学科の授業科目のうち、全体に係る選択科目の単位とする。ただし、各系列指定の単位には含めない。

(ディプロマポリシー)

第14条 所定の単位を修得し、各学科のディプロマ・ポリシーを満たし、次の能力を身につけた人に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

(1) 態度・志向性

様々な場面に応じ、自分の意見を文書等によって適切に表現し、他者と意思の疎通ができる。

多様な価値観や考えがあることを理解し、他者と積極的に協働して社会貢献に寄与できる。

(2) 知識・技能

教養教育を通して、豊かな感性や表現する力を涵養している。

専門教育を通して、広い視野から考察し、問題を解決する知識と技能を身に付けている。

(3) 実践力・応用力

学修した知識を活用して問題発見に努め、状況に応じた解決法を導くことができる。

食物栄養学科

2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する。

態度・志向性

- (1) 本学の「建学の精神」および本学科の「教育目標」を修得している。
- (2) 自ら適切な食生活を実践できる自己管理能力・協調性・リーダーシップ・倫理性を有し、社会に貢献したい強い意思を持っている。

知識・技能

- (1) 人の健康と栄養、食品知識、調理法、食の安全、基本的な語学力、社会人としての倫理と教養など、栄養士としての基礎的知識と技術および社会人を修得している。
- (2) ライフステージや多様なライフスタイルに対応した栄養指導、多彩な調理法と給食に関する基本的な知識と技術、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を修得している。

実践力・応用力

- (1) 栄養士が活躍する多様な現場で、その状況に応じた適切な対応ができる応用力と実践力を修得している。
- (2) 社会全般においても、「食」のスペシャリストとして人々の健康増進に寄与できる応用力と実践力を発揮できる。

キャリア開発学科

2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士(家政経済学)の学位を授与する。

態度・志向性

- (1) 意義ある自己のライフスタイルを考えるとともに、社会生活を広い視野から捉え、自己啓発・自己形成に能動的に取り組む態度を身につけている。
- (2) 自己の置かれた立場と役割を把握し、TP0に応じた立ち居振る舞いや目標達成に向けて進むべき方向を示すことができる。
- (3) 多様な価値観の存在、複雑な現代社会を理解し、家庭・職場・地域社会において、人間関係を円滑に営むための柔軟性と調和のとれた態度を身につけている。

知識・技能

- (1) 社会、経済、およびビジネスの基本を理解し、情報処理、ICTを含むビジネス実務に関する知識・技能を修得している。
- (2) 地域社会や日本についてはもとより、外国文化や国際情勢を理解し、英語を中心とした語学力を修得している。
- (3) 家族、家庭の衣食住、家庭経営の基本を理解し、それに関する知識・技能を修得

している。

- (4) 社会・人文・自然科学など幅広い教養とマナー、コミュニケーション能力を身につけている。

実践力・応用力

- (1) 学修した社会やビジネスに関する知識や技能、英語を中心とした語学力、家庭生活に関する知識や技能、そして身につけた教養やコミュニケーション能力を活かして、自ら課題を発見し、能動的に取り組む解決することで、家庭・職場・地域社会における活動を、効率的かつ豊かにすすめることができる。

幼児保育学科

2年以上在学し本学の課程を修め、かつ次のような資質・能力を備えた者に短期大学士(保育学)の学位を授与する。

態度・志向性

- (1) 本学の建学の精神に基づき、短期大学士(保育学)としてふさわしい礼節、教養、良識が身についている。
- (2) 教育的愛情、協調性、責任感をもって社会に貢献できる。

知識・技能

保育の社会的意義を理解し、保育者として求められる基本的知識・技能・職業倫理観を有している。

- (1) 保育者として求められる基本的知識について理解し、実践することができる。
- (2) 保育者として求められる基本的技能について理解し、実践することができる。
- (3) 保育の社会的意義と職業倫理について理解し、実践することができる。

実践力・応用力

保育の問題を主体的に考え、広い視野を持って子どもの心身を理解し、その潜在的能力に気づくことができるとともに、家庭や地域への対応能力を備え、積極的に子育ての情報発信および支援を行うことができる。

- (1) 保育の問題を主体的に考え、継続的に成長し続けようとする姿勢を有している。
- (2) 広い視野を持って子供の心身を理解し、適切に支援・援助することができる。
- (3) 家庭や地域のニーズに対応し、積極的に子育ての情報発信および支援を行うことができる。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者（以下、在学者という。）及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、第8条及び別表第2について従前の細則を適用する。

別表第 1

授業科目	単位数	授業科目	単位数
生理学	2	栄養学実習Ⅰ	1
解剖学	2	栄養学実習Ⅱ	1
基礎生化学	2	食事摂取基準・献立論	2
食品学	2	栄養指導論Ⅰ	2
食品材料学	2	給食計画・実務論	2
食品衛生学	2	調理学	2
食品学基礎実験	1	入門調理学実習	1
基礎栄養学	2	基礎調理学実習	1
応用栄養学	2	実用情報処理・実習	1
栄養生化学	2		

別表第 2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	保育内容健康	1
健康・スポーツ科学A	1	保育内容人間関係	1
健康・スポーツ科学B	1	保育内容環境	1
国語表現法	2	保育内容言葉	1
数学概論	2	保育内容表現音楽A	1
情報処理A	1	保育内容表現造形A	1
情報処理B	1	音楽Ⅰ器楽	1
教職入門	2	音楽Ⅰ声楽	1
教育原理	2	発達と学習の心理学	2
教育課程総論	2	発達心理学A	2
幼児指導方法論	2		

「音楽 器楽」「音楽 声楽」を必ず履修しなければならない。

別表第 3

授業科目	単位数	授業科目	単位数
健康・スポーツ科学A	1	保育内容人間関係	1
子ども家庭福祉	2	保育内容環境	1
保育原理A	2	発達心理学A	2
教職入門	2	教育原理	2
乳児保育A	2	造形基礎	1
子どもの保健	2		

別表第 4

授業科目	単位数	授業科目	単位数
健康・スポーツ科学A	1	教育課程総論	2
健康・スポーツ科学B	1	保育内容健康	1
教育原理	2	保育内容人間関係	1
社会福祉	2	保育内容環境	1
子ども家庭福祉	2	保育内容言葉	1
保育原理A	2	保育内容表現音楽A	1
教職入門	2	保育内容表現造形A	1
乳児保育A	2	音楽Ⅰ器楽	1
乳児保育B	1	音楽Ⅰ声楽	1
障害児保育A	1	発達と学習の心理学	2
社会的養護Ⅰ	2	発達心理学A	2
子どもの保健	2	保育内容総論	1
子どもの健康と安全	1	造形基礎	1

別表第 5

食物栄養学科及びキャリア開発学科

	修得すべき単位数
1 年次後学期	15単位以上
2 年次前学期	1 年次からの累積30単位以上
2 年次後学期	1 年次からの累積45単位以上

幼児保育学科

	修得すべき単位数
1 年次後学期	20単位以上
2 年次前学期	1 年次からの累積40単位以上
2 年次後学期	1 年次からの累積60単位以上